

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

株式会社 弥生保険事務所

TOPIC

100年振りの保険法改正で何が変わるのか？

シリーズ 1

消費者保護を最優先に 法文も平易に

日々の生活のなかでは「予想外」なことが起こります。その「万が一」を補完するために保険制度があります。この制度を規定する「保険法」が約100年振りに改正されました。どのように改正されたのか、利用者にどう影響するのかを2回シリーズでご紹介します。

保険が持つ二つの側面

保険は大きく分けて二つの側面を持っています。一つは相互扶助的な仕組みの経済的な側面です。もう一つはお客さまと保険会社が保険契約を締結する法律的な側面です。今回の保険法の改正は、この保険が持っている法律的な側面に関するお話です。

保険は契約によって成り立つ

保険は保険契約を締結することによってその効果を生じます。保険契約の当事者は保険契約者と保険会社です。保険契約の内容は「保険約款」に記載され、何を補償し何を補償しないのか、保険契約者は契約締結時あるいは事故発生時に何をしなければならないのか、などが規定されています。

この保険約款は保険会社が作成しますが、消費者向けの保険商品では、金融庁の認可が必要であり、販売前に保険約款の内容が消費者利益を害するものではないか審査されます。一方、保険契約者と保険会社の関係は、従来から商法のなかに保険法があって、保険約款に書いていないことは商法が適用されることになっていました。

今回の改正のポイントの一つは、保険法を商法から独立させて、単独法に改めたことです。併せて、カタカナ・文語体の法文がひらがな・口語体に改められました。

なぜ、保険法が改正されたのか

損害保険の分野では、多くの消費者や企業が交通事故に備えて自動車保険を、火災や自然災害に備えて火災保険を契約しています。しかし、保険は目に見えない、約束事の多い商品なのでわかりにくく、

理解するのが難しいことも事実です。しかも契約内容を表す保険約款はプロである保険会社で作っていますので、理解力、交渉力、あるいは情報量など多くの点で、契約の一方の当事者である保険契約者は保険会社に対して立場が弱くなってしまっています。

そこで、消費者（保険契約者）と保険会社の保険契約に基づく権利や義務をあらかじめ法律で明らかにして、弱者である保険契約者側の地位を安定させようとしたのが保険法です。

従来の商法にあった保険法は100年も前に作られたもので、今日の消費者権利の保護の潮流には適合しないものになっていたため、こうした視点からの見直しは必定だったといえます。

保険法の性質

これまでの保険法は、そのほとんどが任意規定と解釈され、これと異なる保険約款を定めても特段、法律効果に影響はありませんでした。しかし、今回の改正では、消費者の利益を一方的に害する契約内容（保険の場合は約款）は無効であるとされ、これとの関係を明らかにする必要性がありました。そこで、新保険法では片面的強行規定という概念を導入しました。これも今回の改正の大きなポイントの一つで、新保険法の規定よりも保険契約者（消費者）側に不利な約款を定めても、その不利な部分は無効であることを法律に明記しました。「シリーズ2」でふれる告知義務や保険金の支払時期などの規定がこれに該当します。



100年振りに改正された
たくさんの「保険法の解説書」

隣の人にも注意! ~飲酒運転事故撲滅に向けて~

「飲んだら運転しない」!!



数次にわたる規制強化にもかかわらず、痛ましい事故が後を絶ちません。飲酒運転の根絶は社会の願いです。事故撲滅に向けた取り組みを紹介します。

平成20年に全国で発生した72万件的交通事故のうち、飲酒運転事故件数は6,219件（構成割合0.9%）とピークであった平成12年の26,260件（交通事故90万件的の約3.0%）の約2割強の水準にまで減少しました。

罰則の強化と現状

酒気を帯びて運転してはならない（道路交通法第65条第1項）ことは当然のことですが、年々罰則の強化が図られています。具体的には、平成14年6月の改正刑法施行により新たに創設された「危険運転致死傷罪」が、平成19年6月の改正により、その適用範囲が「四輪の自動車」から原付以上の二輪車を含む「自動車」に変更されただけでなく、新たに「自動車運転過失致死傷罪」が創設されています。さらに平成21年6月の道路交通法改正では、「酒気帯び」「酒酔い」

状態での運転、いわゆる飲酒運転に関する違反行為の点数・処分内容等が大幅に引き上げられたほか、救護義務違反（ひき逃げ）の罰則も強化されました。

このような飲酒運転の厳罰化が図られたものの、飲酒運転による事故がなくなるのが現状です。飲酒運転常習者対策とともに自動二輪車や原動機付自転車の飲酒運転についても取締り強化が必要なのではないか、というのが関係者の共通認識になりつつあります。

万一の事故の際の補償

ところで、万が一、飲酒運転で交通事故を起こしてしまった場合、自動車保険等を契約していたとしても保険金が支払われない場合があります。

自動車保険では、飲酒運転で他人にケガを負わせてしまったり（対人賠償保険）、他人の物を壊

してしまった（対物賠償保険）場合には保険金が支払われますが、運転者自身のケガや、自分の車の損害は支払われないことを認識しておくべきでしょう。

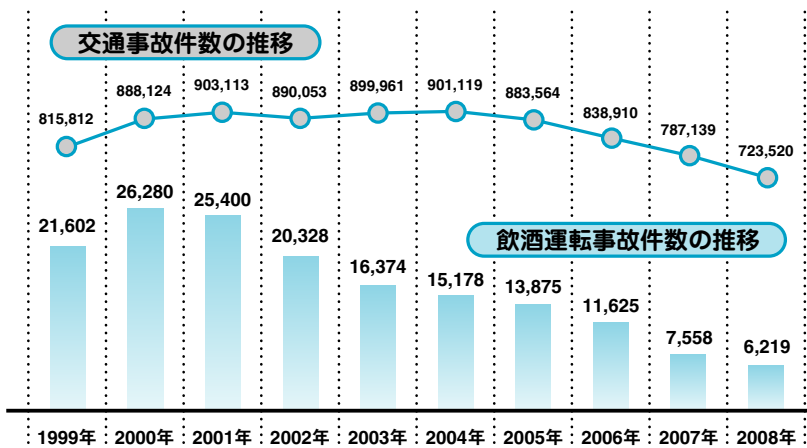
飲酒運転事故撲滅は国民の願い

この時期、お酒を飲む機会が多くなります。（財）全日本交通安全協会を中心に「ハンドルキーパー運動」*が展開されていますが、このような取り組みが浸透することを通じて、飲酒運転を撲滅したいものです。

日本損害保険協会では、「飲酒運転防止マニュアル」を作成しています。ホームページ上にも「飲酒運転対策」のウェブサイトを作成して、飲酒運転の防止を呼び掛けています。飲酒運転事故撲滅は国民の願いです。アルコール処理にかかる時間などを確認する上でも、是非一度このサイトを覗いてみてください。

(<http://www.sonpo.or.jp/protection/insyu/>)

*「ハンドルキーパー運動」とは自動車によりグループで酒類提供飲食店に来た時には、グループ内で、酒を飲まずに仲間を安全に自宅まで、送る者（ハンドルキーパー）を決め、飲酒運転事故を防止する運動です。



「俺は酔ってない」? お酒の席でよく聞く言葉ですが、本当かな? 科学警察研究所の報告書では、酒の強い人は体内で活動するアセトアルデヒドの働きが早いので、酔ってない—と認識するそうです。でも、生理的な人体反応は鈍くなっており、脳の働きを麻痺させています。ご注意ください!



～新型インフルエンザ対策を中心に～

東京海上日動リスクコンサルティング(株) ERM事業部 経営リスクグループ 小室 美絵

2009年4月に発生した豚由来A/H1N1新型インフルエンザは、瞬く間に世界各地へと流行し、国内でもその猛威を緩めることなく、未だ感染拡大を続けています。厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部によると、11月末時点で国民の10人に一人程度がインフルエンザで医療機関で受診したと推定され、受診者の1,200人に一人が入院、入院患者の16人に一人が重症化、そして受診者の14万人に一人が死亡したものと推計されています。弱毒性のウイルスであることが唯一の救いではあるものの、反復性の変異に伴う被害の拡大や鳥由来の強毒性ウイルスがもたらすパンデミックをも視野に捉えた長期的な備えが、企業の存続を左右するのです。

今、そこにある危機

コールセンターのような労働集約型ビジネスを例に、パート従業員の子供が通う学区で集団感染が起きたと仮定しましょう。休校に伴う外出自粛要請があれば、従業員自身の健康状態や就業意欲とは関係なく、保護者としては常時監督責任が生じます。通勤圏内に住居があることを募集要件に掲げていたら、業務を代替させる要員の手配は困難を極めます。感染者がわが子で兄弟がいる等、複数条件が重なった場合には職場復帰に要す期間もさらに長引くため、直接的・間接的な人的被害の連鎖が事

業運営自体を圧迫していきます。

危機対応力が事前準備か

「新型インフルエンザ」という危機を前に、緊急時体制への円滑な移行、パンデミック期における適正な指揮命令システムの維持が必要不可欠であることは明白な一方で、ウイルス感染ルートが常に対策本部長やキーパーソンを迂回する保証もないのです。緊急時体制が有効に機能するためには、人的資源を臨機応変に再配分できるように、平常時にこそ業務の優先順位を見極めて重要業務を選定しておくこと、多能工化(注)や雇用契約上の柔軟性確保等によって技能的・労働条件的な制約を最小化しておくことも重要です。

自然災害対策を上回る観点の重要性

地震等の自然災害では、インフラや公共機関を含む物的被害が甚大な一方で被災地域は限定されるため、被災地以外での基幹業務の継続や被災地への応援人材派遣等が有効な対策となります。他方、感染症のパンデミックにおいては企業内の全拠点が被災地となる可能性も否めず、適正な指揮命令システムを維持するためには対策本部の構成メンバーを何度となく組み替



え、刻々と変遷する情報を正確に引き継いでいく必要が生じます。パンデミックは収束時期の予測が難しく短期戦略では乗り切れないからこそ、業務の脆弱性を把握し、人的資源を含めた事前補強対策を講じておくことが事業継続の要となるのです。

また、忍び寄るウイルスへの恐怖から来る心理的影響を排除し、従業員個人々人による感染予防への実直な取り組みを側面から支援すること、迅速で正確な情報収集・発信および啓発活動に努めることも、危機対応力の増強を図る企業が負うべき重要な役割です。

(注) 「多能工化」とは会社内で一人一人が一つの仕事だけではなく、他部署の仕事もこなすこと。



東京海上日動リスクコンサルティング(株)では、従業員やその家族のための「新型インフルエンザ対策」啓発用小冊子を必要部数に応じて(有償)提供しています。

対策は「水分補給」と「温度差対策」

虚血性心疾患

あまり聞き慣れない病名だと思いますが、心筋梗塞・狭心症と言えはピンとくる方も多いと思います。

寒い季節、特に明け方に増加する循環器疾患の代表格がこの虚血性心疾患、とりわけ心筋梗塞です。人間は寒さを感じると全身の血管を収縮させ、体温を逃がさないように体温調節を行います。また、早朝は体の覚醒に備え血圧が上がる時間帯でもあるので、この二つの要因が重なると血圧や脈拍が上がります。そうすると心臓の血管にも大きな負荷が掛るため、高血圧や動脈硬化が進んだ方の場合、それらが原因で心臓の周囲の血管「冠動脈」の血流にトラブルが起き、心筋梗塞を発症するリスクが飛躍的に高まります。

このような朝の悲劇を防ぐためのポイントは、「水分補給」「温度差対策」です。水分補給は就寝

中の発汗で失われた水分（理想は30度程度のお湯）を補うことで、血液がドロドロになるのを防ぎます。温度差対策は靴下や手袋をすることで、温度変化に敏感な手足を守り急激な血管収縮を防ぎます。もちろん生活習慣改善と動脈硬化や高血圧の予防と治療は大前提です。

ここで一つ憶えて欲しいのは、この対処法は起床時だけでなく冬場は常に心掛けるべきだということです。起床時以外では特に入浴時や屋外のスポーツ、作業などで急激な温度変化が伴う動作は心臓に大きな負担となるので、十分に

注意して下さい。

心筋梗塞の治療

では、いざ心筋梗塞になった場合はどのような治療を行うのでしょうか？

代表的な治療方法として心臓カテーテルがあげられます。これは2mm程の細い管を血管内に挿入し、狭窄部（血管の詰まり）で風船を膨らませて治療する風船治療や、ステントという金属製の筒で狭窄を防ぐ治療、血管内の狭窄をダイヤモンド粒子の付いたドリルで粉砕する方法など、さまざまなカテーテル治療があり、昔にくらべ救命率は格段に上がっています。

ともあれ、このような治療が必要な事態に陥らないことが重要ですので、体力を過信せずゆつたりと過ごしましょう。

（鎌ヶ谷総合病院 院長 前田 清貴）

チームマイナス6%運動のワンポイント行動アドバイス

地球温暖化ってなに？ もう一度、考えてみましょう。

地球は昼は太陽の熱で温められ、夜は熱を宇宙へ逃がすことで、地球上の生物が生きていくのにちょうど良い気温に保っています。ところが二酸化炭素(CO₂)などが増えると熱が逃げられなくなり、気温は上昇します。この現象が地球温暖化です。

CO₂が増える主な原因は電気やガス、ガソリン、灯油等のエネルギー使用です。省エネで地球温暖化を防ぎましょう。



緑の募金でふせこう
地球温暖化



損害保険のプロフェッショナル「日本代協認定保険代理士」

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

平成22年1月1日をもって「日本代協認定保険代理士」が全国で7,604名となりました。

株式会社 弥生保険事務所 損害保険・生命保険代理店

〒540-0032
大阪市中央区天満橋京町2番13号(ワキタ天満橋ビル7F)
TEL:06-6942-2801 FAX:06-6942-9173
E-mail: info@yayoi-hoken.co.jp
URL: http://www.yayoi-hoken.co.jp/

日本代協はチームマイナス6%に参加しています

◆営業種目◆

◆保険業務

生命保険 〔 事業活動に関わるリスク
損害保険 〕 個人生活に関わるリスク

◆コンサルタント業務

・診断・ライフシミュレーション
ご加入の保険をチェックしてみませんか

取扱保険会社

- ・三井住友海上 東海日動 ニッセイ同和 他
- ・三井住友海上きらめき生命
- ・東京海上日動あんしん生命



— 契約者・消費者のために! —
社団法人 日本損害保険代理業協会
ホームページアドレス <http://www.nihondaikyoo.or.jp/>